

権利擁護のそうだんコーナー

穴粟市社協の権利擁護相談担当弁護士をはじめ専門家による身近な相談Q&Aです。
日常生活の中の不安や疑問、質問をはがきやFAXで社協までお寄せください。
(〒671-4137 穴粟市一宮町閨賀300 穴粟市社会福祉協議会 FAX 0790-72-8788)



**私の父親について、成年後見の利用を考えています。
どこに、どのような申請をすればよいのでしょうか。**



後見、保佐、補助の審判を受けるためには、家庭裁判所(ご本人が穴粟市内にお住まいの場合は神戸家裁龍野支部)に申立をすることが必要です。この申立は、ご本人、配偶者、4親等以内の親族等が行うことができます。申立にあたっては、申立書に、ご本人の生活状況や財産状況、申立の理由等を記載し、ご本人の能力の程度を示すためのかかりつけ医の診断書等も必要となります。

この点、申立の段階で、後見人等の候補者を記入することができます。誰を後見人等に選任するかは、最終的には裁判所が決定することとなりますが、一般的には、ご本人が高齢なことが多いですので、ご本人との交流が可能な子らのうちの1人が選任されることが多いようです。ご本人の財産について利害関係者が多くおられる場合には、誰が後見人等になるかをよくご相談をされてから申請をした方が、手続もスムーズに行き、後日のトラブルも避けられると思われます。一方で、関係者間で感情的な対立が激しい場合等には、裁判所が適切な弁護士や司法書士を選任する場合もあります。

なお、後見及び保佐では、ご本人が植物状態である等の場合を除き、裁判所の選任する鑑定人がご本人の能力の鑑定を行いますので、その鑑定費用を準備しておく必要があります。

申立の方法等が分からないという場合には、社会福祉協議会や弁護士等にご相談されることをお勧めします。

【山田法律事務所(姫路市) 弁護士 立花 隆介】

暮らしの相談、お困りごとは社協へ！

社協の総合相談のお知らせ

◎ 心配ごと相談

山崎 穴粟防災センター
※法律専門相談

11月20日、27日(金)
12月4日、11日、18日(金)
午後1時30分～4時

一宮 センター三方

12月8日(火)
午後1時30分～4時

波賀 メイプル福祉センター

11月25日、12月16日(水)
午後1時30分～4時

千種 千種保健福祉センター

12月9日(水) ※児童相談
午前10時～11時30分
12月15日(火) ※一般相談
午後1時30分～4時

◎ 結婚相談

12月5日(土)、17日(木)
穴粟防災センター
午後1時30分～4時

◎ 介護・福祉相談

毎週月～金曜日の午前8時30分～午後5時30分、常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受付けています。
お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。
※相談はいつでも無料です。
※市内にお住まいの方が対象です。

お詫びと訂正

こんにちは! 社協です!! №52(10月号)の社協一般会費の報告のコーナーで、誤りがありました。関係の皆様にはたいへんご迷惑をおかけしましたこととお詫びし、訂正いたします。

地区名	自治会名	件数	金額(円)
山崎	加生	200	200,000
山崎支部計		6,670	6,653,550
波賀支部	音水	6	6,000
波賀支部	戸倉	11	11,000
合計		8,814	8,800,550